

福岡県公報

平成23年5月16日
第3254号

目次

告示(第847号-第851号)

- | | | |
|---------------------|---------------|----|
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 1 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 1 |
| ○大規模小売店舗の新設の届出 | (中小企業振興課) | 1 |
| ○土地改良区の定款の変更の認可 | (農村整備課) | 2 |
| ○土地改良区の定款の変更の認可 | (農村整備課) | 2 |
| 監査委員 | | |
| ○監査結果の公表 | (監査委員事務局総務課) | 3 |
| 公安委員会 | | |
| ○警備業法第23条に規定する検定の実施 | (警察本部生活安全総務課) | 9 |
| ○機械警備業務管理者講習の実施 | (警察本部生活安全総務課) | 11 |
| ○警備員指導教育責任者講習の実施 | (警察本部生活安全総務課) | 12 |

告示

福岡県告示第847号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年5月16日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市武丸字長浦899番10
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市武丸909番36

塩川 憲亮

福岡県告示第848号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年5月16日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市塔原西2丁目637-6、648-5、648-6、648-21、650-5から650-7まで、650-2の一部及び650-3の一部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区舞鶴3丁目13-101号
有限会社 福測
代表取締役 榊崎 博文

福岡県告示第849号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年5月16日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成23年4月28日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 マルキョウ船津店
(2) 所在地 福岡県大牟田市船津町399番 外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社マルキョウ	福岡県大野城市山田五丁目3番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社マルキョウ	福岡県大野城市山田五丁目3番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成23年12月28日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,411.14平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
店舗建物南東側平面	137

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
店舗建物部分北東側	16
店舗建物部分北東側	16
店舗建物部分北東側	10
合計	42

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗西建物部分北東側	42.5
店舗西建物部分南西側	183.178

合計	225.678
----	---------

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
店舗西建物部分南西側	9.88

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルキョウ	午前9時30分	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 敷地東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

店舗西建物部分北東側 午前8時から午後3時

店舗西建設部分南西側 午前6時から午後2時

福岡県告示第850号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年5月16日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
糸島市二丈土地改良区	平成23年5月2日

福岡県告示第851号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年5月16日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
城井郷土地改良区 城井谷土地改良区 深野土地改良区 上城井土地改良区 椿市土地改良区	平成23年4月28日

監査委員

監査公表第2号

平成23年2月28日付けで提出された福岡県職員措置請求（住民監査請求）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年5月16日

福岡県監査委員 小申正伸
同 進谷庸助
同 伊藤龍峰
福岡県監査委員職務執行者 日野喜美男

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

(1) 請求人 松尾和幸外18名
同請求代理人 弁護士 中島繁樹

(2) 提出年月日 平成23年2月28日

2 請求の内容

(1) 請求の概要

請求人の主張する請求の概要は、以下のとおりである。

福岡県知事（以下、「県知事」という。）は、平成22年3月31日、学校法人福岡朝鮮学園（以下、「本件学校法人」という。）に対し教育振興補助金として800万

円の支出負担行為（以下、「本件支出負担行為」という。）をし、同年5月26日支出した。

本件学校法人が設置している九州朝鮮中高級学校、北九州朝鮮初級学校及び福岡朝鮮初級学校（以下、「朝鮮学校」という。）は、基本的に朝鮮籍の子供を生徒として就学させ、同生徒らに朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）の民族文化を教育することを目的としている。そのため北朝鮮の政権党である朝鮮労働党の指導に従い、在日本朝鮮人総联合会（以下、「朝鮮総連」という。）の指導に従って運営がなされている。朝鮮学校は、各種学校であって、その教育内容に対して国及び福岡県は指揮する立場にない。

ア 教育基本法第14条2項（政治教育の中立性）違反について

朝鮮学校は、第一に朝鮮労働党代表者に対する極端な個人崇拜教育をしており、第二に同校生徒は朝鮮総連下部組織に自動的に組み入れられて政治活動に動員されており、第三に同校の学校運営、教育人事、教育内容などすべてが朝鮮総連の指揮下にある。朝鮮総連は、破壊活動防止法に基づき公安調査庁が監視している団体である。

本件学校法人は、朝鮮総連の政治活動のために生じた借入金債務について連帯保証人となっているなど、朝鮮総連と朝鮮学校は一体である。

朝鮮学校は、教育基本法（平成18年法律第120号。）第14条第2項に定める学校ではなく、のみならず政治教育の中立性に違反しているため、公的団体から教育振興補助金の支給を受ける資格を有しない。

イ 憲法第89条違反について

朝鮮学校は、わが国と正式の国交を有しない北朝鮮の民族文化の教育を目的としており、わが国及び福岡県の指揮を受けることなく、教育の事業を行っていることから、朝鮮学校は公の支配に属していない。日本国憲法（以下、「憲法」という。）第89条は、公の支配に属しない教育の事業に対し、公金その他の公の財産を支出してはならないと定めており、福岡県が公の支配に属さない教育の事業に補助金を支出することは許容されていない。

ウ 北朝鮮人権侵害対処法第2条等（拉致問題解決への努力義務）違反について
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成

18年法律第96号。以下、「北朝鮮人権侵害対処法」という。)において、国は北朝鮮当局による拉致問題等解決のために最大限の努力等を行うことや地方公共団体はその国民世論の啓発を図るよう努めるものとする、また、政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による日本国民に対する重大な人権侵害状況について改善が図られていないと認めるときは、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する国際的動向等を総合的に勘案し、北朝鮮当局による日本国民に対する人権侵害の抑止のため必要な措置を講ずるものとして定められている。

福岡県が、拉致問題を無化し、極小化しようとする朝鮮学校に助成金を交付することは、国及び地方公共団体がなすべき最大限の努力の義務と相容れない。

本件支出負担行為は、拉致問題無視の教育を行う朝鮮学校に対しその誤った教育を助長することに他ならず、北朝鮮人権侵害対処法第2条、第3条、第8条に違反し不合法である。

エ 補助金受領の目的及び手段の不当性について

朝鮮学校は、北九州市と福岡県に対して平成17年頃から二重の補助金交付申請をし、その申請手段は詐欺的である。また、その補助対象事業は、一般的学校教育の目的から逸脱した娯楽とも言うべき観劇や夏祭りの実施費用であり、地方公共団体がその振興の援助をすべき理由は見出せない。

上記のように、本件支出負担行為は、その重要部分において、手段と目的に補助金支出の社会的妥当性を欠く部分を含むものであるから、全体として治癒できない不合法性があるというほかない。

よって、福岡県は、平成22年3月31日にした本件支出負担行為を取消すこと、その取消の結果朝鮮学校が不当に利得したことに帰する金800万円について、朝鮮学校に対して返還請求をするとともに、民法所定の年5分の割合による遅延損害金を賦課して請求することの措置を求める。

(2) 事実証明書

- ア 学校法人登記事項証明書
- イ 土地登記事項証明書(1)

- ウ 土地登記事項証明書(2)
- エ 土地登記事項証明書(3)
- オ 建物登記事項証明書
- カ 支出負担行為決議書
- キ 支出命令書
- ク 補助金実績報告書(北九州朝鮮初級学校)
- ケ 補助金実績報告書(九州朝鮮中高級学校)
- コ 福岡県私立外国人学校教育振興費補助金実績報告書
- サ 論文(日本大学教授・百地章)
- シ 参議院ホームページ・質問主意書
- ス 平成22年8月7日新聞記事
- セ 同年8月13日新聞記事
- ソ 同年8月15日新聞記事
- タ 同年8月21日新聞記事
- チ 同年9月23日新聞記事
- ツ 同年10月4日新聞記事
- テ 同年11月20日新聞記事
- ト 同年12月3日新聞記事
- ナ 同年12月17日新聞記事
- ニ 同年12月24日新聞記事
- ヌ 平成23年2月18日新聞記事
- ネ 拉致被害者を救う会パンフレット
- ノ 要望書(朝鮮学校運営体質の透明性について)
- ハ 意見書(救う会福岡作成)
- ヒ 公的補助金支出中止を求める要請書

第2 請求の要件審査

本請求は、福岡県が地方自治法(昭和22年法律第67号。以下、「自治法」という。)第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成23年2月28日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求人は、本件学校法人に対して行った平成21年度福岡県私立外国人学校教育振興費補助金（以下、「本件補助金」という。）について、福岡県が平成22年3月31日にした本件支出負担行為を取消し、補助金の返還請求及びその遅延損害金を請求することを求めていることから、福岡県が本件補助金を取消すべき事由があるかどうかを監査の対象とした。

2 監査対象所属

総務部私学学事振興局私学振興課を監査対象所属とした。

3 請求人等の陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成23年3月14日に請求人及び代理人から陳述を受けた。その際、監査対象所属の職員の立会いを認めた。

陳述の概要は、以下のとおりであった。

朝鮮総連と朝鮮学校の関係者が拉致問題その他工作活動に深く関与していると、警察庁等が出している冊子に掲載されている中で、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下、「私学助成法」という。）を盾に補助金を支出し続けている実態を看過できない。

朝鮮学校が普通の各種学校、私立学校でないことは教育内容が物語っており、その内容は、歴史の歪曲、独裁者礼賛と反日反米をあおる内容である。

朝鮮総連と深い関係にあった16もの朝銀信用組合が破綻し、朝銀の債務回収を引き継いだ整理回収機構によって、担保物権の土地建物が仮差押されたが、その中に13の朝鮮学校が含まれ、本件学校法人も該当している。

本件学校法人に補助金を支出するということは、税金回収のために税金を投入することにほかならない。補助金支出という行為は、北朝鮮による人権侵害を助長する行為にほかならない。

学校は、わが国の学校教育の最高法規である学校教育法（昭和22年法律第26号。）並びに教育基本法の適用を受けなければならないと考えているが、各種学校扱いである朝鮮学校は、そういったことにはなっていない。

また、憲法第89条は、公金その他公の財産を公の支配に属さない教育の事業に対

し、これを支出してはならないとされており、本件支出負担行為は、憲法第89条に反していると考えている。

わが国は北朝鮮の拉致問題などの人権侵害行為に対して、北朝鮮人権侵害対処法を制定しており、この中で、地方公共団体の責務が明記されている。

その法律の努力義務という観点からいってもなぜ人権侵害行為を行っている北朝鮮の強い影響を受けた朝鮮総連に対して、補助金を支出する必要があるのかということは、はなはだ疑問である。

東京都や大阪府は、補助金交付をしないが、福岡県は、さらに二重どり問題を抱えながら、取消しの決定さえしない、これでは、他県に対して、福岡県の見識を問われることとなると思うものである。

4 監査対象所属の陳述

平成23年3月14日に私学振興課長から陳述を受けた。その際、請求人及び代理人の立会いを認めた。

陳述の概要は、以下のとおりであった。

本件学校法人は、私立学校法（昭和24年法律第270号。）第64条第4項に規定する法人であり、福岡県が認可した法人である。同学校法人は、学校教育法第134条に規定する各種学校である朝鮮学校を設置、運営している。

福岡県は、学校教育法に規定する学校の設置及び廃止認可、学校の閉鎖命令、私立学校法に規定する寄付行為、学校法人の解散及び合併認可、学校法人の解散命令、私学助成法に規定する業務若しくは会計状況に関する報告の徴収、検査等の権限を有している。

本件補助金は、私立外国人学校を設置する学校法人の教育、文化活動等の振興を図ることを目的としたものであり、私立学校法第59条、私学助成法第16条で準用する同法第10条の規定及び本件補助金交付要綱に基づき、朝鮮学校が福岡県民等との国際交流に資するために実施した教育、文化活動等に対して助成を行ったものである。

教育基本法において、「法律に定める学校」とは、設置者を国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人に限定することにより、「公の性質」を担保した学校教育法第1条に規定する学校である。

教育基本法第14条の第2項の規定は、学校教育法第1条に規定する学校における教育の政治的中立を確保しようとするものであり、設置者に様々な形態がある専修学校や各種学校は、教育基本法上「法律に定める学校」には該当しない。よって、朝鮮学校については、本規定は適用されていない。

各種学校を含む私立学校は、学校教育法、私立学校法及び私学助成法による法的規制を受けており、「公の支配」に属していると解釈されている。よって、本件補助金は、適法な団体及び事業に対するものであり、憲法上何ら問題はない。なお、私立学校に対する助成については、昭和61年5月28日の千葉地方裁判所判決及び平成2年1月29日の東京高等裁判所判決により、合憲であると結論づけられているところである。

福岡県は、拉致問題に関して、北朝鮮人権侵害対処法第3条の規定に基づき、講演会や写真、パネル展の開催、ポスターの掲示、北朝鮮人権侵害問題啓発週間等を通じ、県民及び県内全市町村への積極的な啓発に努めているところである。同法第2条及び第8条は、拉致問題に関する国の責務と講ずべき措置を規定するものであり、本件補助金を不適法とする根拠は見当たらない。

本件補助金に関して、本件学校法人は不適正な事務処理により、補助金を受領していたが、これについては、関係規則及び要綱に基づき、交付決定の一部を取消し、超過交付となった補助金の返還を求めたところである。

また、本件補助金は、朝鮮学校が県民等との国際交流に資するために実施した教育、文化活動等に対して、関係規則及び要綱に基づき交付したものであり、支出負担行為自体に何ら問題はない。

以上のことから、本件支出負担行為は、何ら違法性が認められるものではない。

5 陳述に対する意見

請求人等から平成23年3月22日に監査対象所属の陳述に対する意見書が提出され、その概要は以下のとおりであった。

東京高等裁判所は、平成2年1月29日の判決で、「教育事業が公の支配に服したと言えるためには、国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、右事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正する途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることをもって足りるもの

というべきであり、必ずしも当該事業の人事、予算等に公権力が直接的に関与することを要するものではない。」としている。

この判例の基準に従えば、本件支出負担行為は、明らかに憲法第89条に違反している。すなわち、県知事は、朝鮮学校の教育事業が公の利益に沿わないと認める場合であってもこれを是正する途を有せず、朝鮮学校の偏向した政治教育の内容を是正する手段は全くないし、また福岡県が交付した教育助成金が実際上どのように費消されたか確かめるすべもない。福岡県は朝鮮学校の補助金二重取りについて5年間もこれを発見することができなかった。

6 監査対象所属に対する監査

平成23年3月15日から4月11日までのうち4日間、本件補助金に係る関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 朝鮮学校について

朝鮮学校は、学校教育法第1条に規定する学校に準じた学校で、同法第134条に規定する学校教育に類する教育を行うものとして定められている各種学校であり、それを運営する本件学校法人は、昭和39年に県知事の認可を受けて設立され、その設立目的は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とするものである。

また、本件学校法人が運営する朝鮮学校には3つの学校があり、その教育内容については、次のとおり定められている。

九州朝鮮中高級学校学則

「学校教育法に基づき、本校に入学する者に対し中学校及び高等学校に準じた民族教育を実施し、併せて朝日両国の親善に寄与しうる人材の育成を目的とする。」

北九州朝鮮初級学校学則

「学校教育法に基づき、本校に入学する朝鮮人子弟に対し保育と小学校に準ずる民族教育を施すことによって、朝鮮人としての教養を高め、併せて朝日両国民の親善に寄与しうる人材を育成することを目的とする。」

福岡朝鮮初級学校学則

「学校教育法に基づき、本校に入学する朝鮮人子弟に対し初等普通教育に準ずる民族教育を施すことによって、朝鮮人としての教養を高め、併せて朝日両国民の親善に寄与しうる人材を育成することを目的とする。」

(2) 本件補助金について

ア 補助金の概要

本件補助金は、私立学校法第59条、私学助成法第16条の規定で準用する同法第10条、本件補助金交付要綱及び福岡県補助金等交付規則（以下、「県補助金交付規則」という。）に基づき、助成するものである。

(ア) 本件補助金交付要綱の趣旨

近年の国際化の進展に伴い、県民等との国際交流に資するため、当該年度の事業として実施する学校の教育、文化活動等に要する経費に対する補助である。

(イ) 補助の対象者（外国人学校）

学校教育法第1条に規定する学校に準じた学校で、同法第134条第2項で準用する同法第4条に基づき認可を受けたもの。

(ウ) 事業計画書等の承認

補助を受けようとする学校法人は事業計画書を福岡県に提出し、福岡県はこれを審査し、適当と認められるものについては、補助対象事業費を決定してこれを承認する。

イ 本件補助金の流れ

H22.3.23	事業計画書の受理 (対象事業費 16,134,359円 補助金額 8,000,000円)
H22.3.25	補助金内定通知 (対象事業費 16,134,359円 内定額 8,000,000円)
H22.3.27	補助金交付申請受理 (対象事業費 16,134,359円 補助金額 8,000,000円)
H22.3.31	補助金交付決定 (対象事業費 16,134,359円 補助金額 8,000,000円)

H22.4.30	補助金実績報告受理 (対象事業費 16,134,359円 精算額 8,000,000円)
H22.5.26	額の確定 (確定額 8,000,000円)
H22.5.26	補助金支出命令 (支出命令額 8,000,000円)

(3) 補助金の重複受領について

- ・ 平成23年1月19日、私学振興課は、私学助成法第12条に基づき、過去5年間分の補助金に係る調査を行い、その結果、以下のとおり処理を行った。
 - ア 今回の重複受領が本件補助金に対する学校法人内部での確認を怠っていた稚拙な事務処理によるものであり、詐欺的であるとの証拠は得られていない。
 - イ 不適正な補助金受領に係るものは、北九州市補助金を適正に申告していなかった重複申請に係る部分であるとし、重複受領以外の補助事業については、関係規則及び要綱に基づき、適正に実施されていることから、全額返還を求めることは妥当ではないと判断している。
 - ウ 平成23年2月28日、補助金交付決定一部取消通知書及び返還命令書を発し、補助金の返還請求を行っている。
- ・ 平成23年3月10日、補助金返還請求額が福岡県に納入された。なお、加算金については、平成23年3月22日に請求を行い、同年4月8日に納入されている。
 - なお、過去5年間分の返還請求額等は以下のとおりであった。

(単位：円)

年 度	返還請求額	加算金	計
21年度	1,217,000	103,688	1,320,688
20年度	983,000	191,979	1,174,979
19年度	2,633,000	801,748	3,434,748
18年度	1,604,000	666,943	2,270,943
17年度	13,000	6,852	19,852
合 計	6,450,000	1,771,210	8,221,210

2 判断

請求人が主張するように、福岡県が本件補助金を取消すべき事由があるかどうかについて判断する。

(1) 教育基本法第14条第2項（政治教育の中立性）違反について

請求人は、朝鮮学校は、朝鮮学校と朝鮮総連が密接な関係にあり、朝鮮学校が極端な個人崇拜教育であることや同校生徒が朝鮮総連下部組織に自動的に組み入れられて政治活動に動員され、学校運営、教育人事、教育内容などすべてが朝鮮総連の指揮下にある。また、法律に定める学校ではなく、のみならず政治教育の中立性に違反しているので、公的団体から教育振興補助金の支給を受ける資格を有しないと主張している。

しかし、朝鮮学校である九州朝鮮中高級学校、北九州朝鮮初級学校及び福岡朝鮮初級学校の学則によれば、学校教育法に基づき、民族教育を施すことによって、併せて日朝両国民の親善に寄与しうる人材を育成することを目的とされており、朝鮮学校と朝鮮総連が密接な関係にあり、朝鮮学校が極端な個人崇拜教育であることや同校生徒が朝鮮総連下部組織に自動的に組み入れられて政治活動に動員され、学校運営、教育人事、教育内容などすべてが朝鮮総連の指揮下にあることを確認することはできない。

また、朝鮮学校は、学校教育法第1条に規定する学校に準じた学校で、同法第134条に規定する学校教育に類する教育を行うものとして定められている各種学校であり、福岡県は、私立学校法第59条及び私学助成法第10条の規定により助成を行っているものである。

よって、教育基本法第14条第2項（政治教育の中立性）に違反していると認めることはできない。

(2) 憲法第89条違反について

請求人は、本件支出負担行為について、朝鮮学校がわが国と正式の国交を有しない北朝鮮の民族文化の教育を目的としており、わが国及び福岡県の指揮を受けることなく、教育の事業を行っていることから、朝鮮学校は公の支配に属していないため、憲法第89条の制限規定に違反しており、その処分行為は無効であると主張している。

しかし、福岡県は、各種学校である朝鮮学校が学校教育法、私立学校法及び私学助成法による法的規制を受けており、「公の支配」に属しているとしている。こうした判断については、補助金支出の違憲性の判断を求めるものであり、自治法第242条に定める財務会計上の行為の違法性、不当性を判断し、その是正を目的とする住民監査請求に係る監査委員の職務権限になじまないものである。

(3) 北朝鮮人権侵害対処法第2条等（拉致問題解決への努力義務）違反について

請求人は、拉致問題を無化し、極小化しようとする朝鮮学校に福岡県が助成金を交付することは、国及び地方公共団体がなすべき最大限の努力義務と相容れず、拉致問題無視の教育を行う朝鮮学校に対し誤った教育を助長することにはほかならない。よって、本件支出負担行為は、北朝鮮人権侵害対処法第2条等に違反し、不適法であると主張している。

しかし、本件補助金の趣旨は、近年の国際化の進展に伴い、県民等との国際交流に資するためのものであり、請求人が主張する「拉致問題無視の教育を行う朝鮮学校に対し誤った教育を助長する」といった事実も認められない。

また、福岡県は、拉致問題に関して、北朝鮮人権侵害対処法第3条の規定に基づき、講演会や写真、パネル展の開催、ポスターの掲示、北朝鮮人権侵害問題啓発週間等を通じ、県民及び県内全市町村への積極的な啓発に努めている。

こうしたことから、北朝鮮人権侵害対処法第2条、第3条、第8条に違反するとは言いえない。

(4) 本件補助金受領の手段及び目的の不当性について

二重申請は、福岡県及び北九州市に秘匿されたまま、平成17年頃から毎年行われてきた。その申請手段は詐欺的である。また、その補助を要するとされる事業は、一般的学校教育の目的からは逸脱した、娯楽とも言うべき観劇や夏祭りの実施費用であって、地方公共団体がその振興の援助をすべき理由は見出せず、本件支出負担行為は、その重要部分に社会的妥当性を欠く部分を含むものであるから、全体として治癒できない不適法性があると請求人は主張している。

しかし、福岡県では、不適正な事務処理による本件学校法人の重複受領の問題について、平成23年1月19日に本件学校法人への過去5年間分の補助金に係る立入調査を実施し、その原因が学校法人内部での確認を怠っていた稚拙な事務処理

によるものであることやそれ以外については、関係規則及び要綱に基づき、適正に実施されていることなどから、交付決定の一部取消し及び返還命令を行っている。

この重複受領は、学校法人の事務処理上の誤りによるものであり、その申請手段は詐欺的なものとまでは言えない。

なお、本件学校法人は、平成21年度分を含む過去5年間分の補助金返還請求額を平成

23年3月10日に納入し、さらにその加算金についてもすでに納入している。

次に、本件補助金交付要綱によれば、外国人学校が県民等との国際交流に資するため実施する学校の教育、文化活動等に要する経費に対する補助であって、請求人が指摘する観劇や夏祭りの実施費用なども、その対象事業として認めることができ、目的が不当であるとまでは認めるには至らない。

よって、本件支出負担行為がその重要部分に社会的妥当性を欠く部分を含むものとは言えず、全体として治癒できない不適法性があると認めることはできない。

以上のことから、請求人の請求は、理由がないものと判断し、これを棄却する。

3 意見

本件補助金に関する重複受領について、福岡県は、平成23年1月19日、私学助成法第12条の規定に基づき、本件学校法人に対して補助金に係る調査を行い、平成17～21年度分の補助金の一部について、北九州市との重複受領がなされていることを確認し、その返還を求め、すでに加算金を含めた全額が県に納入されている。

補助金の重複受領は、極めて遺憾なことであり、本来、あってはならないことである。

特に、本件補助金については、平成17年度から過去5年間に亘る補助金重複受領の事実が判明しており、今後はこうしたことのないよう補助金執行の適正化に努めるとともに、更に補助金の趣旨に沿った事業の推進を図ることを望むものである。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第111号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成23年5月16日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
- 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

- 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成23年8月17日（水）	午前9時から 午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成23年8月18日（木）	午前9時から 午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

- 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成23年7月11日（月）から同年7月13日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

- a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）
- b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）
- (3) 検定手数料
- ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級 16,000円
- イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級 16,000円
- ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。
- また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。
- (4) 申請方法
- ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093(381)2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。
- ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。
- ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、委任状（受検者本人が署名したものに限り）を持参すること。
- 8 成績証明書の交付
- 学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。
- 9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092(641)4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093(381)2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 本検定は、長崎県公安委員会と共同実施。

福岡県公安委員会告示第123号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成23年5月16日

福岡県公安委員会

- 1 講習の区分
機械警備業務管理者講習
- 2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成23年7月5日（火）から同年7月7日（木）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（最終日の講習については、午後3時40分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- 3 受講定員
36名
- 4 受講申込手続等

- (1) 受付期間
平成23年6月13日（月）から同年6月15日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）
- (2) 受付場所
北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター
- (3) 必要書類
機械警備業務管理者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）
※ 申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- (4) 講習受講手数料
38,000円
※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。
また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。
- (5) 申込方法等
ア 受講を希望する者は、まず前記4(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093(381)2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。
※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記4(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。
ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。
エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない

事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

5 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 機械警備業務管理者講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

6 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092(641)4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093(381)2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第124号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成23年5月16日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成23年7月20日(水)から同年7月28日(木)までの間	午前9時30分から午後5時30分まで(3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)については、休講とする。

3 受講定員

36名

4 受講対象者

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務(以下「当該警備業務」という。)に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定(以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定(以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続

して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成23年6月27日(月)から同年6月29日(水)までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号)1通
 - ※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- イ 前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面
 - (ア) 4(1)に該当する者
 - 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書等」という。)及び履歴書
 - (イ) 4(2)に該当する者
 - 合格証明書(1級)の写し
 - (ウ) 4(3)に該当する者
 - 合格証明書(2級)の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
 - (エ) 4(4)に該当する者
 - 旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し
 - (オ) 4(5)に該当する者
 - 旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る

警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(4) 講習受講手数料

47,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093(381)2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092(641)4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093(381)2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。